

船橋ウイングからの視界に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 W 編

改正事項

船橋ウイングからの視界に関する事項

改正理由

SOLAS 条約第 V 章第 22.1.6 規則においては、船橋からの視界に関する要件として、船橋ウイングから船側が視認できることが要求されている。当該規則要件に関して、IACS は、船橋ウイングからの視界についての要件を明確化した統一解釈 SC235 及び特殊な設計の船舶の船橋ウイングから船側を視認するための同等手段として遠隔操作式カメラ装置の使用を認める統一解釈 SC139 を採択しており、これらの IACS 統一解釈については既に本会規則に取り入れられている。

その後、IMO において IACS 統一解釈 SC235 及び統一解釈 SC139 を統合した上で、特殊な設計の船舶に対し使用が認められる遠隔操作式カメラ装置の適用船舶を明確にするとともに、当該装置に関する要件を一部改めた統一解釈が承認され、MSC.1/Circ.1350/Rev.1 として回章された。

今般、MSC.1/Circ.1350/Rev.1 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 遠隔操作式カメラ装置の使用が認められる「特殊な設計の船舶」から「他船又は海洋構造物に近接して作業に従事する船舶」を除く旨規定した。
- (2) 特殊な設計の船舶において遠隔操作式カメラ装置を使用する場合であっても、操船を行う場所から両舷の船側上端を直接視認できなければならない旨規定した。